

ファミリーデー

西原町児童生徒家族休暇制度



西原町児童生徒家族休暇制度について

<目的>

家族で過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的としています。

<内容>

- ・試行期間 令和8年9月～令和9年3月
- ・対象 西原町立小学校及び中学校児童・生徒
- ・取得できる日数3日まで

※1日単位・分散取得可

- ・取得日の取扱いについては、欠席にはなりません

<手続き>

- ・1週間前までに「西原町家族休暇制度申請書」を各学校へ提出してください。

※始業式、終業式、入学式、卒業式等、取得できない日がありますので、各校のHPをご確認ください。

<その他>

- ・授業等の補習はありません。
- ・保護者とともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

【制度の概要】

◆試行期間

令和8年9月～令和9年3月

◆対象

西原町立小中学校の児童生徒

◆取得できる日数

3日まで

◆休暇の取扱い

出席停止

※欠席にはなりません。

◆取得できない日

学校行事等がある日、その他
学校が定める日

◆対象となる活動

保護者と過ごす活動であれば、特に制限はありません。

【届出について】

◆届出の期限

取得希望日の1週間前まで

◆届出の方法

1週間前までに「西原町家族
休暇申請書」を各学校へ提出
してください。

学校行事等の日は取得
できません。予め行事計
画をご確認ください。

【お問い合わせ先】

■制度全般に関すること

西原町教育委員会教育総務課

電話：098-945-5039

■届出手続等に関すること

各学校にお問い合わせください。

